

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

(平成 27 年 3 月 20 日公布：環境省令第 7 号)

平成27年 3 月
環境省自然環境局

1. 趣旨

平成 27 年度税制改正大綱において、狩猟税の減免措置を講ずることとされたため、当該減免措置に対応した狩猟者登録制度を整備する必要があることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）について所要の改正を行うもの。

また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年環境省令第 3 号。以下「整備省令」という。）について、所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 狩猟者登録の申請書記載事項及び添付書類の追加（規則第 65 条第 1 項及び第 2 項）

新たな狩猟税の減免措置の対象となる者が狩猟者登録の申請を行う場合には、当該者である旨を申請書の記載事項として追加する。

また、当該者であることを証する書面を、狩猟者登録の申請書添付書類として追加する。

(2) 狩猟者登録の区別の追加（規則第 66 条第 1 項）

狩猟者登録の区別について、新たな狩猟税の減免措置の対象となる者に該当するか否かの区別を追加する。

(3) その他所要の改正

上記(1)及び(2)に係る条文を引用している環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成 20 年環境省令第 1 号）第 1 条及び第 2 条について、所要の規定の整備を行う。

あわせて、整備省令について、所要の規定の整備を行う。

3. 施行日

平成 27 年 4 月 1 日